

令和元年度 岐阜県

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

実施期間 令和元年 7 月 1 日（月）～7 月 31 日（水）

趣 旨

県内の非行少年の検挙・補導人数は、前年に比べ減少し、平成 30 年中の成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員中に占める少年の割合は 12.0%と、前年に比べ 3.4 ポイント低下した。これはひとえに、関係各位が一体となって青少年の非行・被害の防止に取り組んだ成果に他ならない。

しかし、被害の現状については、スマートフォンや SNS を始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、児童買春や児童ポルノを始めとする SNS 等の利用に起因する被害が増加している。また、インターネット上には青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報が氾濫し、ネットいじめやスマートフォンによる有害サイトの閲覧などを通じたトラブルが後を絶たず、青少年を取り巻く環境は憂慮される状況にある。

次代を担う青少年の育成は、県民全体の責務としてとらえ、関係機関・団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった取組を進めることが必要である。

県では、青少年の非行・被害の防止について県民の理解と認識を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、その気運を高めていくことで青少年の非行・被害防止と保護の徹底を図るため、期間中に青少年の非行・被害の防止に向けた各種取組を集中的に実施する。

スローガン

「なくそう非行 地域で育む青少年」

「青少年 地域で守ろう 育てよう」

主 管

岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察

協 力

岐阜県内各市町村、青少年育成市町村民会議、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、日本たばこ産業株式会社、岐阜県たばこ販売協同組合連合会、
“社会を明るくする運動”岐阜県推進委員会、岐阜県交通安全協会、
岐阜県若者サポートステーション、特定非営利法人岐阜県青年のつどい協議会
ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区第 1 リジョン・第 2 リジョン

重 点

インターネット利用に係る子供の性被害の防止

1 広報啓発活動

(1) 街頭啓発活動

「青少年のインターネットの安全・安心利用」を啓発するリーフレット及び強調月間のクリアファイルを作成し、青少年育成関係者、ライオンズクラブ、高校生等の協力を得て配布する。

また、各地域で、県、市町村、地域の関係団体等が一体となって啓発活動を実施する。

①実施機関 岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察、市町村

②実施期日 7月中

③実施方法

ア) 県では、7月5日(金)に岐阜駅周辺で「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の街頭啓発活動を実施予定

イ) 市町村は、“社会を明るくする運動”各地区実施委員会及び青少年育成市町村民会議等と協力し、街頭啓発活動等を実施

(2) その他の広報啓発活動

全ての県民が、青少年の非行・被害防止に対する理解を深め、日常的に取り組む気運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て実施する。

①新聞、テレビ、ラジオ等報道機関への協力要請

②県、関係機関・団体等の発行する広報紙(誌)による広報

③公共施設内放送の活用

④デパート、ショッピングセンター等への店内放送依頼

2 インターネット利用に関する調査・啓発活動

(1) スマートフォン等の携帯電話へのフィルタリング利用の徹底

岐阜県青少年健全育成条例により、携帯電話販売店に対してフィルタリングの内容説明等の義務が規定されていることから、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用の徹底を図るため、販売店への立入調査において遵守状況を確認するとともに、保護者向けリーフレットを作成し、フィルタリング利用の促進を図る。

(2) マンガ喫茶・インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、フィルタリングソフトが導入されていない店舗に対して積極的な導入を促進する。

(3) 「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携した啓発活動の推進

学識経験者、青少年育成関係団体、保護者団体、携帯電話事業者及び行政機関等で組織された「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」と連携し、情報モラルに関するワークショップや、学校や地域で開催されるケータイ・スマートフォンに関する研修会へ無料講師派遣を実施し、適切なネット利用の推進を図る。

(4) インターネットの安全・安心利用に関するリーフレットの作成・配布

青少年がインターネットを安全に安心して利用できるようにするため、保護者にとって必要な情報の提供を重点とする啓発リーフレットを作成し、街頭啓発活動等を通じて県民に配布し、安全安心なインターネット利用の促進を図る。

3 青少年を健全に育む社会環境の整備

月間中、以下を重点とし、青少年健全育成条例に基づく立入調査を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

- ・ 図書類取扱業者に対して有害図書類の区分陳列の徹底を指導
- ・ 携帯電話販売店に対してフィルタリングの内容説明等の遵守状況を確認
- ・ マンガ喫茶・インターネットカフェ等に対して、フィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗には積極的な導入を依頼
- ・ 深夜入場制限施設（カラオケボックス等）に対して、年齢確認の徹底を指導

4 補導・相談活動

(1) 青少年SOSセンターにおける相談活動の啓発

いじめや学校・親子関係などで青少年が一人で悩み苦しむことのないよう、青少年が抱える様々な問題に対応するため、子ども・若者の総合相談窓口である「青少年SOSセンター」の周知徹底を図る。

(2) 地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年（補導）センターは、学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

5 その他

(1) 夏の交通安全県民運動の推進

7月11日～20日の期間、「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」をスローガンに、子どもたちの外出機会の増加等、夏特有の情勢を踏まえて、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止を図る。

(2) 薬物乱用対策の推進

覚醒剤、大麻をはじめとする薬物乱用防止を一層推進するための「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）の一環として、関係機関と連携した取り組みを行う。運動期間内に県が県内各地で実施する街頭啓発活動においては、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発資料を配布する。

(3) 青少年の社会的自立支援対策の推進

いわゆるニートと呼ばれる若年無業者の社会的自立支援に関して、関係機関と連携した取り組みを行う。県が岐阜市内で実施する街頭啓発活動においては、ニート状態にある若者を支援する機関である「岐阜県若者サポートステーション（ぎふサポ）」の周知を図るリーフレットを配布するとともに、「ぎふサポ」のスタッフ及び支援対象者も活動に参加する。

(4) 未成年者喫煙防止対策の推進

未成年者喫煙防止を推進するため、高校3年生に対して、厚生労働省リーフレット「なくそう！望まない受動喫煙。」を配布し、たばこによる深刻な健康影響等を周知する。また、日本たばこ産業株式会社及び岐阜県たばこ販売協同組合連合会と連携した取り組みを行う。

(5) 少年の主張岐阜県大会の推進

- ①6, 7月において、各市町村が「少年の主張大会」を開催。
- ②8月2日(金)に不二羽島市文化センターで開催される少年の主張岐阜県大会「私の主張2019」を、岐阜県青少年育成県民会議と共催する。